

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（放射性物質分析・研究施設 2 棟の設置）に係る面談
2. 日時：令和 5 年 5 月 25 日（木）14 時 00 分～16 時 55 分
3. 場所：原子力規制庁 2 階会議室
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
正岡企画調査官、佐藤室長補佐、新井安全審査官、植木技術参与、椎名係長
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
プロジェクトマネジメント室 担当 2 名（Web 会議システムによる出席）
福島第一原子力発電所 担当 4 名（うち Web 会議システムによる出席 2 名）
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構
担当 12 名（うち Web 会議システムによる出席 9 名）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、実施計画の変更認可申請（放射性物質分析・研究施設第 2 棟（以下「第 2 棟」という）の設置）について、資料に基づき、主に以下の説明があった。
 - 5/25 規制庁面談における説明事項
 - 規制庁面談コメントに対する回答
 - 5/9 規制庁面談におけるコメントへの回答
 - 臨界防止に係る適合方針説明資料
 - まとめ資料（燃料デブリ等のフロー）
 - まとめ資料（臨界防止）
- 原子力規制庁は説明を受けた内容について、主に以下のコメント等を伝えた。（標準試料、廃棄物のフロー関係）
 - 第 2 棟で燃料デブリ等として取り扱うものの範囲を示すとともに、燃料デブリ等やその取扱にあたり発生する放射性廃棄物等について、使用後の分類に係る考え方やそれぞれの管理方針、またコンクリートセル内に一時保管するとしている高線量の放射性固体廃棄物等の火災防護対策や第 2 棟から搬出した後の保管場所の安全対策等について示すこと。
 - 使用後に搬出予定の燃料デブリ等や放射性固体廃棄物等について、それぞれの移送先の受入基準等を念頭に移送する容器の設計方針等について示すこと。同様に、第 2 棟で発生する低線量の放射性液体廃棄物等を水処理設備に移送して滞留水と混在処理することとしているが、移送予定先の設備において処理するものの基準（対象核種、放射性物質濃度、化学的性質等）や当該設備の性能等を踏まえて、第 2 棟内の廃棄物処理設備の仕様（除去性能等）や運用を示すことにより、当該移送先における受入やその後の処理に支障がない旨を示すこと。
 - 高線量の放射性物質等を含む液体の固化物に関して、その性状や形態に加えて、

化学的性質の安定性、発熱の有無や放射線影響等その取扱において安全上考慮すべき事項を示すこと。また、既存施設での先行事例についても参考情報として説明すること。

- 燃料デブリ等の測定・分析に用いる標準試料の最大取扱量について、その設定根拠を示すとともに、作業ごとに使用する際の最大取扱量ではなく第2棟内で管理する最大量であることがわかるように記載すること。

(燃料デブリ等の質量管理関係)

- 質量管理に係る設備の故障、誤動作又は作業員の誤操作への対応に関して、第2棟における燃料デブリ等を取り扱う作業内容やその工程上で懸念される事項として、資料にある事項を抽出した考え方についても示すこと。また、作業員以外の確認も行えるよう2名以上で対応するとしている点に関して、2名の役割分担を具体的かつ明確に示すことにより、誤操作を防止できる運用であることを説明すること。

(キャスク及び容器関係)

- トップローディング方式及びサイドローディング方式のそれぞれにおいて輸送用キャスクとコンクリートセルを接続して搬出入作業を行う場合には、当該キャスクも含める形でコンクリートセルのバウンダリが構成されることから、当該キャスクを設置した状態での耐震評価の必要性も検討すること。

- 東京電力から、上記コメントについて了解した旨回答があった。

6. その他

資料：

- 5/25 規制庁殿面談における説明事項について
- 規制庁殿面談コメントに対する回答
- 5/9 規制庁殿面談におけるコメントへの回答
- 臨界防止に係る適合方針説明資料
- まとめ資料（燃料デブリ等のフロー）
- まとめ資料（臨界防止）